

要 請 書

農業農村整備関係予算の確保並びに
東日本大震災からの再生・復興に関する要請



復興そして新たな農業の展開へ

東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会

平成26年11月

平素から、東北・北海道の農業農村整備事業の推進につきまして、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さらには、平成 27 年度概算要求において、今年度を大幅に上回る要求内容にご尽力頂き重ねて御礼申し上げます。

農業農村整備予算は、平成 22 年度の大幅削減から回復しつつあるものの、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に謳う、農業を足腰の強い産業にするための基盤となるよう、計画的な事業推進を図るには、まだ十分とは言えない状況であります。

また、米価の大幅な低下が懸念される中、生産コスト縮減を図るためにも、基盤整備の推進、予算の一層の確保が必要となっております。

一方、東日本大震災から 3 年 8 ヶ月が経過し、これまで総力を挙げ復旧・復興に取り組んで参りました。その結果、営農を再開した地域が増え復興を実感する一方で、未だその見通しがたたずに、将来に大きな不安を抱いている地域も見受けられます。

これに加え、福島県では、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の影響によって、農地やため池などの除染への対応や風評被害による農業収入の減少、営農意欲の減退など、更に厳しい状況が続いております。

我が国最大の食料供給基地である東北・北海道の農業農村の持続的な発展を万全なものとするためには、被災地の早期復興はもとより、新たな農業政策の実現に向け、それぞれの地域特性を踏まえた高い農業生産力を十分発揮出来る条件を整えることが重要であります。

については、「意欲ある地域や担い手が所得の倍増を目指し、生産する喜びを実感できるよう」農業農村整備にかかる平成 26 年度追加予算及び平成 27 年度当初予算の確保、諸施策の推進、並びに東日本大震災からの再生・復興に関し、下記事項について要請いたします。

《農業農村整備関係》

1. 新たな農業政策の実現に向けた農業農村整備関連予算の確保について

農地集積の促進や水田フル活用などの新たな農業政策の目標実現を目指すとともに、米の生産コストの一層の縮減を図るためには、農業生産基盤の整備が不可欠であることから、水田の大区画化・汎用化や農業水利施設の更新・長寿命化のための農業農村整備関連予算について、平成 26 年度予算の追加配分及び平成 27 年度当初予算を十分に確保すること。

2. 環太平洋経済連携協定（TPP）合意への慎重な対応について

環太平洋経済連携協定（TPP）は、農林水産業のみならず、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、国益にそぐわない合意は決して行わないこと。

3. 農地・水・環境保全向上対策地域協議会の位置づけの明確化について

県と市町村、関係農業団体等で構成する地域協議会は、農地・水保全管理支払の活用や多面的機能支払の導入において制度の周知・普及や交付金交付事務、また、活動組織への指導等において多大な役割を果たしてきた。

こうした実績を踏まえ、多面的機能支払制度の施行に当たっては、市町村や活動組織からの期待が大きく、また、施設の長寿命化に対する技術指導が必要とされていることから、地域協議会の位置づけを明らかにするとともに、推進交付金は協議会への一括交付金とし、平成 27 年度法制化以降も引き続き同様の役割を担うことができるようにすること。

4. 水土里情報システムの更なる活用促進対策について

水土里情報システムは、農地集積計画の策定や、農業水利施設等のデータベース化、また災害時の被災状況調査及び災害査定申請書の作成など広く関係団体に利用されているが、システムの運用において各土地連は、空中写真データ（オルソ画像）の更新等へ多額の経費を要している。

については、国営事業完了時の施設情報登録に水土里情報を活用するなど、一層の利用拡大に向けて国の支援拡大を図ること。

5. 災害復旧事業の弾力的な運用について

近年、豪雨や台風による大規模な災害が頻発しているが、災害復旧事業に携わる市町村やコンサルタントの技術者不足から一定期間での災害対応が困難となっているため、査定事務の一層の効率化と制度の弾力的な運用をすること。

6. 再生可能エネルギーに関する制度運用の改善について

農村地域における小水力発電は安定的な電力供給が可能であり、エネルギーベストミックスに貢献する貴重な電源である。しかし、小規模で散在して整備されることから系統に与える負荷は小さいものの、太陽光発電等に比べ計画から運用開始までの協議調整に多くの時間を要するなどの難点がある。

一方、土地改良区が関与する再生可能エネルギー創出のほとんどは、水利施設の維持管理費の軽減等に充当させることから、売電によって利益を追求しようとする発電事業者とは、一線を画しているものと認識している。

こうした特性を勘案し、農村地域における再生可能エネルギーによる電力供給が促進されるよう、これらによる発電の固定価格買取制度認定枠を設けるなど、制度運用の改善について経済産業省に対し働きかけをすること。

7. 土地改良区の果たす新たな役割の明文化について

農地・農業用排水施設等の農村資源の適切な管理を通じ、国土・生態系・景観の保全等、公共的役割を持つ重要な組織として、土地改良区が「地域資源の管理者」としての中心的な役割を果たせる組織となり、多面的機能直接支払いの活動等にも積極的に関わって行けるよう関係法案において新たな役割を明文化すること。

《東日本大震災関係》

1. 東日本大震災復興交付金の継続について

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、さらには、原発事故に伴う避難指示によって復旧が遅れている福島県沿岸部の復興が着実に進められるよう、平成 27 年度までの集中復興期間終了後も、東日本大震災復興交付金の制度を現行の全額国費の枠組みを維持したまま継続するとともに基金化等によって安定的に継続すること。

2. 農村地域復興再生基盤総合整備事業の予算確保について

農村地域復興再生基盤総合整備事業について、農業の早期再生のために必要な予算を平成 27 年度以降も確保すること。

3. 福島再生加速化交付金による農業用ダム・ため池の放射性物質対策について

- (1) 当該対策によって発生する放射性物質を含む土壌等は、放射性物質汚染対処特措法(略称)に基づく土壌等の除染等の措置で発生する除去土壌等と同様に取り扱うこと。
- (2) 除染特別地域内の当該対策は、国が責任を持って実施すること。

東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会

会 長 及 川 正 和

(岩手県土地改良事業団体連合会 会長)

副会長 塩 尻 芳 央

(北海道土地改良事業団体連合会 会長理事)

副会長 佐 貝 全 健

(山形県土地改良事業団体連合会 会長)

監 事 高 貝 久 遠

(秋田県土地改良事業団体連合会 会長)

監 事 野 上 憲 幸

(青森県土地改良事業団体連合会 会長)

会 員 車 田 次 夫

(福島県土地改良事業団体連合会 会長)

会 員 伊 藤 康 志

(宮城県土地改良事業団体連合会 会長)